

平成 27 年度行政評価等プログラム

平成 27 年 4 月

総 務 省

平成 27 年度行政評価等プログラム

平成 27 年 4 月
総 務 省

平成 27 年度以降の行政評価局調査テーマ及び行政評価局機能に係る当面の重点運営方針を以下のとおり定める。

なお、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。）第 13 条に規定する計画は、別紙のとおりとする。

1 行政評価局調査

行政評価局調査テーマ及び着手時期並びに情報収集活動の方針は、次表のとおりとする。同表中、平成 28 年度及び 29 年度に本調査着手を検討するテーマとして掲げたものについては、27 年度中に本調査の設計に必要な事前調査、情報収集等の準備活動を行うものとする。また、「備考」欄に掲げた活動については、機動的に展開するものとする。

平成 27 年度のこれらの活動に際しての留意事項は次のとおりである。

- (ア) 本調査の準備、調査結果の分析に当たり、必要に応じ、新設される政策評価審議会の委員を始めとする学識経験者等の知見の活用に努めるものとする。また、関係者の意見等を積極的に把握するものとする。
- (イ) 本調査の着手に当たり、各府省における予算要求や制度改正等のスケジュールに配慮するものとする。
- (ウ) 調査結果の公表の時期、在り方については、効果的な情報発信となるよう中間的な公表を行うことも含めて工夫するものとする。
- (エ) 調査結果についてのフォローアップに際し、調査時に把握した個別の問題がある場合には、当該問題の解消等の「個別の効果」についても把握するものとする。

【行政評価局調査】

| 本調査着手済み | 27年度本調査着手 | 28、29年度本調査着手検討 |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○食育の推進<政策評価> ○PFIの推進 ○道路交通安全対策 (自転車安全対策) ○国の債権管理等 ○グローバル人材育成に資する海外子女・帰国子女等教育 ○職業能力開発の効果的な実施 ○家畜伝染病対策 ○社会資本の維持管理及び更新(鉄道施設の保全対策等) ○世界文化遺産の保存・管理 ○再生可能エネルギーの固定価格買取制度の運営 ○地下街等地下空間利用施設の安全対策等 ○災害時に必要な物資の備蓄 ○一般廃棄物処理施設の整備・維持管理 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域活性化 ○イノベーション政策の推進 ○有料老人ホームの運営 ○アスベスト対策 ○子育て支援 ○グローバル人材育成の推進<政策評価> ○発達障害者支援 ○がん対策 ○土砂災害対策 ○森林の管理・整備 ○公文書等管理 | <ul style="list-style-type: none"> ○食品の安全確保 ○消費者事故対策 ○クールジャパンの推進<政策評価> ○政府開発援助 ○公共調達の適正化 ○児童虐待の防止等 ○認知症対策 ○年金業務の運営 ○労働者の健康確保対策 ○農林漁業・農山漁村の6次産業化の推進<政策評価> ○空き家対策 ○海上交通の安全確保対策 ○航空行政 ○公的住宅供給 ○自動車運送事業における事故防止対策 ○原子力防災業務 |
| 備考 | <p>① 内閣における規制改革の議論動向を踏まえつつ、許認可等の実態を把握する。</p> <p>② 地域的な行政課題について、管区行政評価局・行政評価事務所の発意による調査を実施する(「地域の交通手段」、「海岸漂着物対策」、「国の庁舎等の安全・利便」等)。</p> <p>③ 調査結果に関するフォローアップを適時に実施する。</p> <p>④ このほか、女性活躍促進を始めとする内閣の重要課題、年金業務の実施状況、行政相談活動により認識した課題、事故・災害を契機として明らかになった課題等について、常時、情報を収集する。その際、要すれば、上記にかかわらず、臨時調査を実施するものとする。また、上記各テーマの調査手法等を検討する過程において、政策評価として実施することが適切な場合には臨機に対応する。</p> | |

2 政策評価の推進

政策評価については、評価の分かりやすさや分析の質を向上させ、政策の改善により活用されることを目指し、以下の取組を行う。

その際、平成 27 年度に新設される政策評価審議会の委員などの学識経験者等の知見を活用する。

(1) 目標管理型の政策評価の推進

標準化・重点化や行政事業レビューとの連携を推進する。点検（別紙 1(2)に定める評価活動をいう。以下同じ。）等を通じて得られた知見の各行政機関との共有を進める。評価における目標設定の重要性を踏まえて目標設定の現状とあるべき方向の研究等の取組を行う。

(2) 規制の事前評価の推進

規制改革会議等の関係機関とも連携しつつ、規制の事前評価の実効性を高めるための取組を行う。その際、点検の在り方についても、見直しを行う。

(3) その他

租税特別措置等及び公共事業に係る政策評価の点検について、評価の実施体制、業務量、緊急性等を勘案し、重点化を図りつつ実施する。

また、「政策評価ポータルサイト」を活用し、国民への情報提供を行う。

3 行政相談

個々の相談事案への真摯な対応・迅速な解決を図るとともに、相談事案及び行政相談委員意見を端緒とした行政の制度・運営一般の改善につなげる活動に努める。「行政相談委員との協働の充実及び行政相談機能向上のためのアクションプラン」（平成 25 年 4 月改定）を踏まえて以下の活動を展開する。

なお、平成 27 年度中に総務省における処理が終了する年金記録確認業務については、厚生労働省における年金記録訂正業務への円滑な移行を支援する。

(1) 行政相談委員との協働

行政相談委員としての経験年数や活動状況に応じたきめ細やかな支援活動を展開し、行政評価局と行政相談委員との協働に努める。

平成 27 年度の委員委嘱に当たり、多様な人材の確保を図るとともに、新規に委嘱された委員への研修、支援等を遺漏なく行う。

(2) 広報

コミュニティFM等の地域密着型メディアの協力を得る活動を積極的に展開するとともに、効果的・効率的な広報のために、行政相談による改善事例の積極的な発信等に努める。

(3) 相談情報の活用

行政相談総合システムを活用し、相談事案及び行政相談委員意見から得られる情報の分析・行政課題の抽出を行う。また、行政苦情救済推進会議の活用や行政評価局調査との連携を図り、行政の制度・運営の改善につなげる。

(4) 国、地方公共団体、各種相談機関・委員等との連携推進

公益社団法人全国行政相談委員連合協議会を始めとする行政相談委員の団体と連携しつつ、国の機関、地方公共団体及び各種の相談機関・委員との協力や関係構築に努める。

なお、これら団体等との連携を進める中で、行政相談委員への多様な人材の確保にも配慮する。

(5) 国際協力の推進

国際オンブズマン協会（IOI）、アジア・オンブズマン協会（AOA）等を通じて海外の苦情処理機関との知見の共有を図る。ベトナム社会主義共和国国家監察省と取り交わした覚書に基づく活動（独立行政法人国際協力機構の実施する研修への協力受託を含む。）を行うことを始め、我が国の行政相談の仕組みの紹介などによる国際的な貢献に努める。

4 その他

本プログラムについては、平成28年度当初に見直すものとする。平成27年度内であっても、業務の進捗状況等を踏まえて必要があれば、随時見直す。

なお、業務の実施に当たっては、ワーク・ライフ・バランスの観点から、テレワークの活用等多様な取組を推進する。

(別紙)

総務省が行う政策の評価に関する計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。）第 13 条の規定に基づき、平成 27 年度以降の 3 年間についての総務省が行う政策の評価に関する計画を以下のとおり定める。

1 評価の実施に関する基本的な方針

政策評価法第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく評価に関して、「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）を踏まえ、以下の取組を推進する。

(1) 統一性又は総合性を確保するための評価（政策評価法第 12 条第 1 項の規定によるもの）

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価は、政府全体として目指す一定の方向性の下に、重要性・必要性等を見極めた上で統一性又は総合性を確保する必要がある政策について積極的に実施する。

(2) 政策評価の客観性を担保するための評価活動（政策評価法第 12 条第 2 項の規定によるもの）

行政機関による再評価等の実施の必要性の認定及びこれを踏まえた政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価の実施に至る一連の活動については、次のとおり取り組む。

① 各行政機関における政策評価の実施状況の把握

各行政機関における政策評価の実施状況について、管区行政評価局・行政評価事務所の現地調査機能も活用し、情報の収集・分析を行う。

② 各行政機関が実施した政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための点検

各行政機関が実施した政策評価について、評価の質の向上を図る観点から、必要な点検を行い、関係機関に結果を通知し、公表する。

2 平成 27 年度から 29 年度までの 3 か年に実施する評価のテーマ

統一性又は総合性を確保するための評価として実施するテーマは、平成 26 年度から引き続き実施する「食育の推進」、27 年度に着手する予定の「グローバル人材育成の推進」を始め、行政評価局調査テーマとして掲げられたもののうち適切なものを行うこととする。

3 その他評価の実施に関する重要事項

(1) 学識経験者の知見の活用

評価の実施に当たっては、評価の中立性及び公正性の確保並びに評価の質の向上を図る観点から、学識経験者の知見を活用する。その際、特に、評価の設計や分析に関し、平成 27 年度に新設される政策評価審議会の調査審議に付議する。

(2) 改善措置状況のフォローアップ

勧告に対する各行政機関の改善措置状況をフォローアップし、政策への反映状況と政策効果を十分に確認する。

(3) 評価に関する情報の公表

「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（平成 22 年 5 月 28 日政策評価各府省連絡会議了承）を踏まえて、総務省が行う政策の評価に関する情報を公表する。

参 考 资 料

目 次

【政策評価】

| | |
|-------------------------------|---|
| グローバル人材育成の推進に関する政策評価（総合性確保評価） | 1 |
|-------------------------------|---|

【行政評価・監視】

| | |
|-------------------------|----|
| ① 地域活性化に関する行政評価・監視 | 2 |
| ② イノベーション政策の推進に関する調査 | 3 |
| ③ 有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視 | 4 |
| ④ アスベスト対策に関する行政評価・監視 | 5 |
| ⑤ 子育て支援に関する行政評価・監視 | 6 |
| ⑥ 発達障害者支援に関する行政評価・監視 | 7 |
| ⑦ がん対策に関する行政評価・監視 | 8 |
| ⑧ 土砂災害対策に関する行政評価・監視 | 9 |
| ⑨ 森林の管理・整備に関する行政評価・監視 | 10 |
| ⑩ 公文書等管理に関する行政評価・監視 | 11 |

* 次ページ以降の「行政評価局調査テーマの概要」の各欄の内容については、変更があり得る。

行政評価局調査テーマの概要

| | |
|--|--|
| 実施年度 | 平成27年度 |
| テーマ | グローバル人材育成の推進に関する政策評価 (総合性確保評価) |
| <p>○ 少子高齢化・人口減少等により国内市場が低迷し、企業のグローバル展開が急速に進んでいる中、我が国企業のグローバル市場開拓の推進に資するグローバル人材の育成に関する各種施策を総合的に評価する。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府は、日本人としてのアイデンティティや日本の文化に対する深い理解を前提とした、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野で活躍できる人材をグローバル人材と位置付け、「経済財政運営と改革の基本方針2014」（平成26年6月24日閣議決定）において、我が国企業のグローバル市場開拓の促進のためにグローバル人材育成を推進するとしている。 ・ また、「『日本再興戦略』改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）においては、グローバル人材育成のため、i) 英語教育の強化、ii) 日本人留学生数及び外国人留学生数の倍増、iii) グローバル化に対応した教育を牽引する学校群の形成、iv) 産業界のニーズに対応した社会人の学習機会の拡大などが示されている。 | |
| 想定調査項目 | <p>① グローバル人材の育成に関する政策・施策の実施状況</p> <p>② グローバル人材の育成に関する政策・施策の効果の把握状況</p> |
| 調査等対象機関 (予定) | 内閣府、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、都道府県、市町村、関係団体等 |

行政評価局調査テーマの概要

| | |
|---|--|
| 実施年度 | 平成27年度 |
| テーマ | 地域活性化に関する行政評価・監視 |
| <p>○ 地方において急速な人口の減少により地域経済社会の維持が大きな課題となる中、これまで地方公共団体が実施してきた地域活性化（中心市街地活性化、地域再生、都市再生等）の取組の実態と、国の支援施策の活用状況等を把握し、今後の地方創生の取組に当たっての課題を明らかにする。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまで国は中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）等に基づき、市街地の整備や雇用機会の創出等の地域活性化に取り組む地方公共団体を積極的に支援（平成26年3月末時点：中心市街地活性化基本計画155件、地域再生計画1,666件、都市再生整備計画2,349件等） ・ 地域活性化に取り組んだ地方公共団体の評価においては、一部目標達成率が低いものがあるが、一定程度は計画終了時点で計画時の目標を達成（平成25年度に計画期間が終了した中心市街地活性化計画の目標達成率16%、25年度に計画期間が終了した地域再生計画の目標達成率74.6%、18年度から平成21年度までに計画が完了した都市再生整備計画の目標達成率64%） ・ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）では、「これまで講じられてきた、地域経済・雇用対策や少子化対策は、個々の対策としては一定の成果を上げたが、大局的には地方の人口流出が止まらず少子化に歯止めがかかっていない。」とされている。 | |
| 想定調査項目 | <p>① 地方都市の現況</p> <p>② 地方都市における地域活性化の取組状況</p> <p>③ 国の支援施策の活用状況等</p> |
| 調査等対象機関 (予定) | <p>内閣府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、都道府県、市町村、事業者等</p> |

行政評価局調査テーマの概要

| | |
|--|---|
| 実施年度 | 平成27年度 |
| テーマ | イノベーション政策の推進に関する調査 |
| <p>○ 我が国のイノベーション関連施策の現況、実施状況、効果の発現状況等の実態を把握し、課題を明らかにする。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「『日本再興戦略』改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）において、少子高齢化が進む我が国が、今後30年、50年経っても世界経済をリードする存在であり続けるため、「世界で最もイノベーションに適した国」を創り上げることとされている。 ・ 「第4期科学技術基本計画」（平成23年8月19日閣議決定）では、科学技術とイノベーションを一体的に推進することにより、様々な価値創造をもたらすための新たな戦略と仕組みを構築するものとされ、これらのフォローアップ等を踏まえた次期科学技術基本計画の策定に向けた検討が行われている。 | |
| 想定調査項目 | <ul style="list-style-type: none"> ① イノベーション関連施策の現況、実施状況 ② イノベーション関連施策の効果の発現状況等 |
| 調査等対象機関 (予定) | 内閣府、国家公安委員会（警察庁）、復興庁、総務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、都道府県、市町村、関係団体等 |

行政評価局調査テーマの概要

| | |
|---|---|
| 実施年度 | 平成27年度 |
| テーマ | 有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視 |
| <p>○ 有料老人ホームは、単身又は夫婦のみの高齢者世帯が増加する中で、高齢者向け住まいの一つとして重要な役割を担っている一方、全国各地で入居者に対する不適切なサービスの提供等の事案が問題になっていることを踏まえ、有料老人ホーム（未届施設を含む。）の運営、都道府県等の指導監督等の実態を把握し、課題を明らかにする。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有料老人ホームは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づき、設置時の都道府県知事等への事前届出が義務付けられている。都道府県知事等は、有料老人ホームへの立入検査やその設置者に対する改善命令の権限あり ・ 平成25年10月31日現在で9,827施設（うち911施設が未届施設）が存在し、22万1,907人（平成24年10月1日現在）が入居。平成12年4月の介護保険制度の創設以降、施設数や入居者数は年々増加 ・ 上記9,827施設のうち、都道府県等から入居者の処遇等に関する改善指導を受けた施設は1,291施設 ・ 未届施設については、厚生労働省が把握している911施設のほかにも多数存在するとの指摘あり ・ 都道府県等に対し、有料老人ホームの運営に関する次のような苦情・相談あり <ul style="list-style-type: none"> i) 入居者に対し、契約内容どおりのサービスが提供されていない。 ii) 退去時等における入居一時金等の返還が適正に行われていない。 iii) 事故・災害対応や感染症対策が不十分 | |
| 想定調査項目 | <ul style="list-style-type: none"> ① 有料老人ホームにおける施設の管理・運営状況 ② 都道府県等における有料老人ホームに対する指導監督等の実施状況 |
| 調査等対象機関 (予定) | 厚生労働省、国土交通省、消費者庁、都道府県、市町村、関係団体等 |

行政評価局調査テーマの概要

| | |
|---|--|
| 実施年度 | 平成27年度 |
| テーマ | アスベスト対策に関する行政評価・監視 －飛散・ばく露防止対策を中心として－ |
| <p>○ アスベスト対策については、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の改正（平成26年6月施行）等により飛散・ばく露防止対策が強化されたことを踏まえ、最近の建築物等の解体工事における事業者や行政の取組の実態を把握し、課題の整理を行う。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アスベストの吸引による健康被害（中皮腫、肺がん等）は数十年の潜伏期間を経て発症 ・ 施工者による無届出解体、解体現場からのアスベスト飛散事例の発生等を受け、平成25年に大気汚染防止法を改正（平成26年6月施行）。施工者から発注者への届出義務者の変更、解体工事の事前調査の義務付け、立入検査の対象拡大などアスベスト飛散・ばく露防止対策を強化 ・ 今後、アスベスト使用のおそれのある建築物が大量解体の見込み（平成40年頃10万棟／年。現在の2倍） | |
| 想定調査項目 | <ul style="list-style-type: none"> ① 飛散・ばく露防止対策の実施状況 ② 災害時における対応体制の整備状況 ③ アスベスト使用建築物等の実態把握の状況 |
| 調査等対象機関 (予定) | 環境省、厚生労働省、国土交通省、文部科学省、総務省、都道府県、政令市、関係団体等 |

行政評価局調査テーマの概要

| 実施年度 | 平成27年度 |
|---|---|
| テーマ | 子育て支援に関する行政評価・監視 －子どもの預かり施設を中心として－ |
| <p>○ 平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が本格実施される状況の下、全国各地の子どもの預かり施設（幼稚園、保育所等）における子育て支援サービスの提供、都道府県等の指導監督等の実態を把握し、課題を明らかにする。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年の出生数は約103万人と過去最低となり、合計特殊出生率は1.43と先進国の中でも低い水準。「少子化危機突破のための緊急対策」（平成25年6月7日少子化社会対策会議決定）において、「子育て支援」は、「働き方改革」及び「結婚・妊娠・出産支援」と並ぶ三本柱の一つ ・ 平成26年4月1日現在、保育所数は2万4,425か所、保育所定員は約234万人、保育所利用児童数は約227万人。また、同年5月1日現在、放課後児童クラブ数は2万2,084か所、登録児童数は約94万人 ・ 一方、保育所入所待機児童数が2万1,371人、放課後児童クラブ利用待機児童数が9,945人それぞれ存在 ・ 全ての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月から本格実施。より具体的には、i) 待機児童の解消のため、29年度末までに新たに約40万人分の保育の受皿の確保、ii) 子どもたちにより目が行き届くよう、幼稚園、保育所等の職員一人が担当する子どもの数の改善などを図るもの ・ 文部科学省が実施した、私立幼稚園の「子ども・子育て支援新制度」への移行に関する意向調査の結果（平成26年9月）によれば、回答のあった6,833園中平成27年度に新制度に移行する（移行する方向で検討中を含む。）ものが1,515園（22.2%）、28年度以降移行する方向で検討中のものが883園（12.9%）、28年度以降移行するかどうか状況により判断するものが3,350園（49.0%）、移行する予定はないものが1,023園（15.0%）など | |
| 想定調査項目 | <ul style="list-style-type: none"> ① 市町村における子どもの預かり施設の整備状況 ② 子どもの預かり施設における子育て支援サービスの提供状況 ③ 都道府県等における子どもの預かり施設に関する実態把握、指導監督等の実施状況 |
| 調査等対象機関 (予定) | 内閣府、文部科学省、厚生労働省、都道府県、市町村、関係団体等 |

行政評価局調査テーマの概要

| | |
|--|---|
| 実施年度 | 平成27年度 |
| テーマ | 発達障害者支援に関する行政評価・監視 |
| <p>○ 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）が平成17年4月に施行されてから約10年が経過し、国及び地方公共団体において発達障害者への支援のための様々な施策・事業が実施されている中、関係行政の実態を把握し、課題の整理を行う。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障害者支援法では、i) 発達障害の定義、ii) ライフステージを通じた一貫した支援、iii) 関係機関の連携、iv) 理解の促進、v) 専門家の養成等について定められている。 ・ 発達障害は、できる限り早期に発見し、適切な支援につなげることが重要であるとされている。このため、母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく1歳半児・3歳児を対象とした健診において早期発見に留意するだけでなく、身近な保護者や周囲の者が正確な知識を基に早い時期から気付くことなども重要であるとされている。 ・ 発達障害者へは、乳幼児期から成人期に至るまでの各ライフステージに応じた一貫した支援が必要であり、保健、医療、福祉、教育、労働等の多岐にわたる関係機関間の連携等が必要であるとされている。 ・ 発達障害に関する理解については、「障害者に関する世論調査」（平成24年7月内閣府）によると、「理解があると思う」及び「どちらかといえば理解があると思う」者の割合は、約3割（33.6%）となっている。 | |
| 想定調査項目 | <p>① 発達障害の早期発見・早期支援のための取組の実施状況</p> <p>② 発達障害者への各ライフステージにおける支援等の実施状況</p> <p>③ 発達障害に関する広報・啓発の実施状況</p> |
| 調査等対象機関 (予定) | 厚生労働省、文部科学省、内閣府、都道府県、市町村、関係団体等 |

行政評価局調査テーマの概要

| 実施年度 | 平成27年度 |
|--|---|
| テーマ | がん対策に関する行政評価・監視 |
| <p>○ 平成19年4月のがん対策基本法（平成18年法律第98号）の施行から10年近くが経過する中、「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）等に基づく各種対策に係る行政運営等の実態を把握し、今後のがん対策の推進に当たっての課題を明らかにする。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ がんは、昭和56年以降、日本人の死因の第1位。がんによる死亡率は一貫して上昇を続け、平成25年の全死亡者（126万8,432人）に占める割合は28.8%（36万4,721人） ・ 国民の2人に1人が生涯でがんにかかる可能性があると言われ、仕事をもちながらがんの治療のため通院している15歳以上59歳以下の者は約19万人に上るなど、がんは国民の生命と健康にとって重大な問題とされている。 ・ 政府は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策基本法に基づき「がん対策推進基本計画」（現計画は平成24～28年度を計画期間とする第2期計画）を策定。同基本計画等により、がん医療、がんの予防・早期発見等に係る各種対策を実施 ・ がん対策に関し、i) がん検診の受診率は依然として諸外国に比べ低調であるが、受診を向上させる取組が不十分、ii) がん診療連携拠点病院に設置されている緩和ケアチームの実績や体制等に質の格差がみられる、iii) がん患者・経験者の就労状況の把握は不十分であり、効果的な就労支援策もいまだ確立されていないなどの指摘あり | |
| 想定調査項目 | <ul style="list-style-type: none"> ① がんの予防・早期発見のための取組の実施状況 ② がん医療の均てん化のための取組の実施状況 ③ がん患者・経験者に対する就労支援、治療と職業生活の両立支援の実施状況 |
| 調査等対象機関 (予定) | 厚生労働省、文部科学省、独立行政法人国立がん研究センター、都道府県、市町村、関係団体等 |

行政評価局調査テーマの概要

| | |
|--|---|
| 実施年度 | 平成27年度 |
| テーマ | 土砂災害対策に関する行政評価・監視 |
| <p>○ 土砂災害は、平成16年から25年までの10年間で年平均1,000件発生している。25年及び26年に特に大きな被害を出したものがあつたことを踏まえ、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）が改正されたことにも留意しつつ、各地の土砂災害対策の実態を把握し、課題の整理を行う。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国の土砂災害危険箇所数は約52万5千箇所。土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域（都道府県の基礎調査の結果、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがある区域）の指定は約32万区域 ・ 近年、東京都大島町（平成25年10月）、広島市（平成26年8月）等の土砂災害において、多大な人的・物的被害が発生 ・ 平成26年に土砂災害防止法が改正（平成27年1月18日施行）され、i）都道府県に対する基礎調査結果の公表の義務付け、ii）都道府県知事に対する土砂災害警戒情報の市町村長への通知及び住民への周知の義務付け、iii）市町村地域防災計画への避難場所や警報の発令・伝達に関する事項等の明示などを新たに規定 | |
| 想定調査項目 | <p>① 基礎調査及び土砂災害警戒区域等の指定の実施状況</p> <p>② 情報伝達・警戒避難体制等の整備・周知状況</p> <p>③ 土砂災害のおそれのある箇所における規制等の実施状況</p> |
| 調査等対象機関 (予定) | 内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、都道府県、市町村、関係団体等 |

行政評価局調査テーマの概要

| | |
|--|---|
| 実施年度 | 平成27年度 |
| テーマ | 森林の管理・整備に関する行政評価・監視 |
| <p>○ 木材価格の下落等、林業を取り巻く厳しい状況を背景に、必要な間伐など適切な施業が行われないことによる森林の荒廃が危惧されているため、国土の保全、水源のかん養を始めとする森林の多面的機能の持続的な発揮を図る観点から、森林管理・整備のための取組や木材利用促進の取組の実態を把握し、課題の整理を行う。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本は、国土の3分の2を森林が占める森林国。森林面積2500万haの約7割が民有林（1700万ha） ・ 平成23年に森林法（昭和26年法律第249号）が改正（平成24年4月施行）。適切な森林施業を確保する観点から、要間伐森林施業代行制度の拡充、無届伐採に対する伐採中止命令・造林命令の新設、森林所有者届出制度の導入のほか、林業の生産性の向上を図り、持続的な森林経営を確保する観点から、森林経営計画制度を創設 ・ 国及び地方公共団体は、公共建築物の木造化や木質バイオマスのエネルギー利用など、多様な木材利用の取組を推進 ・ 地方公共団体は、荒廃した人工林の間伐などに独自の支援を実施 | |
| 想定調査項目 | <ul style="list-style-type: none"> ① 森林の多面的機能の現状把握 ② 民有林における森林管理・整備の推進状況 ③ 木材利用促進の取組状況 |
| 調査等対象機関 (予定) | 農林水産省、都道府県、市町村、関係団体等 |

行政評価局調査テーマの概要

| | |
|---|--|
| 実施年度 | 平成27年度 |
| テーマ | 公文書等管理に関する行政評価・監視 |
| <p>○ 公文書等管理については、平成23年4月に公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）が施行され4年が経過する中、文書の紛失・誤廃棄の発生や国立公文書館等への移管が進んでいない実情を踏まえ、行政機関等における公文書等の管理状況について実態を把握し、課題の整理を行う。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統一的な行政文書の管理ルールや歴史公文書等の保存及び利用のルール等を定めた公文書管理法が平成23年4月1日に施行 ・ 法施行後5年（平成28年3月末）を目途に見直し検討（公文書管理法附則第13条） ・ 平成25年度の文書の紛失・誤廃棄件数は、行政機関で208件、独立行政法人等は96件 ・ 平成24年度には、原子力安全・保安院から原子力規制委員会に引き継ぐ行政文書142ファイルの紛失も発覚 ・ 平成25年度の行政機関の保存期間満了ファイルに占める国立公文書館等への移管ファイル数は、9,798ファイル（0.3%）。一方で保存期間を延長したファイルは104万6,263ファイルあり、うち、通算の保存期間が60年以上となるファイルは9,965ファイル | |
| 想定調査項目 | <p>① 行政機関における行政文書の管理状況</p> <p>② 独立行政法人、国立大学法人における法人文書の管理状況</p> <p>③ 国立公文書館等への移管の状況</p> |
| 調査等対象機関 (予定) | 全府省、独立行政法人、国立大学法人、都道府県、市町村、関係団体等 |